

自主警備要領

◎自宅周囲の整理・整頓と見回りを

1. 第三者の置いた物件の発見を容易にするため、自宅周囲の整理・整頓をすること。
2. 自宅周囲に燃えやすいものは置かないこと。
3. 朝晩及び帰宅時には自宅周辺の見回りをすること。特に、玄関、軒先及び塀の内側については、よく点検すること。
4. 車両の所有者は、必ず車の下回り等を点検し、不審物の有無を確かめること。

◎不審者などは直ちに110番を

1. 不審物を発見したときは、安易に触れないで、直ちに警察（管轄交番又は110番）に連絡すること。

(注) 不審物とは、自己所有以外の物、自分が置いた物以外の物をいう。

2. 犯行前には必ず下見があるので、不審車両、不審人物を発見したときは、車両ナンバー、人相等を覚えておき、直ちに警察（管轄交番又は110番）に連絡すること。

(注) 不審車両とは、自宅周辺を極端に低速走行する車両を、また不審人物とは、必要以上に自宅を観察している人物の類をいう。

3. 不審電話があったときは、日時、内容を記録しておき、警察に連絡すること。

◎戸締まり・施錠の点検を

戸締まり及び鍵の損壊を注意して点検すること。

◎センサー等の点検を

センサー・監視用I T V等については確実に作動させるとともに、作動状況を点検すること。

センサーの作動があった場合は、部屋の照明を点灯し（抑止となる）点検を行うこと。

◎消火器の点検を

万一の場合に備えて、消火器の点検と使用方法の確認を行うこと。

◎毎日定型的な行動はとらないように

通勤や買物、散歩などは定型化せず、時間やルートを変えるなど毎日同じ行動をとらないようにすること。

◎郵便物、小包などは安易に開披しない

郵便物、小包の差出人に心当たりがない、配達人の態度や包装がどことなく不自然なときは、安易に開披しないで送り主に電話で確認すること。

◎尾行されたときは直ちに110番を

尾行等をされたときは、人相等を覚えておき、直ちに警察（警察官、交番及び110番）に連絡すること。

◎万一爆発したときは爆発現場にすぐに近づかない

万一爆発したときは、爆発現場にすぐに近づかないで、直ちに警察（110番）に連絡すること。

管轄交番の電話番号を必ずメモ

1. 管轄交番の電話番号を必ずメモしておくこと。
2. 不審に思われることがおきたときは直ちに管轄交番に連絡すること。